

## 子ども・子育て支援新制度 保育料階層区分の細分化

### 現 状

幼稚園等保育料：6階層

国基準保育料からの軽減率：87.0%



保育所等保育料：20階層

国基準保育料からの軽減率：69.1%

(課題)

・幼稚園等保育料においては、保育所等保育料と比べ保育料階層が少ない分、利用者の所得水準にきめ細かく対応した保護者負担額が設定されていない。

### 平成28年度予算

- ・幼稚園等保育料と保育所等保育料の階層を共通化し、23階層とする。
- ・幼稚園等保育料については、6階層から23階層に細分化する際、よりきめ細かく利用者の所得水準に対応するため、現行の幼稚園等保育料及び保育所等保育料と比べ同額または減額設定する。
- ・事業費：平成28年度 77百万円  
(市内私立幼稚園134園全園が子ども・子育て支援新制度へ移行した場合の事業費：261百万円)

子ども・子育て支援新制度にかかる大阪市保育料の階層区分の細分化（5歳児を除く）

【保育所等】

【月額・単位・円】

階層区分		保育認定 新23階層（平成28年度）					
		保育標準時間認定			保育短時間認定		
		0～2歳児	3歳児	4歳児	0～2歳児	3歳児	4歳児
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市民税 非課税世帯のうち 母子世帯等	0	0	0	0	0	0
	市民税 非課税世帯	2,000	1,500	1,500	2,000	1,500	1,500
3	市民税 均等割課税世帯	8,100	7,000	7,000	8,000	6,900	6,900
4	市民税 所得割課税額 46,000円未満	10,100	9,100	9,100	10,000	9,000	9,000
5	市民税 所得割課税額 48,600円未満	11,800	10,400	10,400	11,700	10,300	10,300
6	市民税 所得割課税額 50,000円未満	14,000	13,500	12,500	13,800	13,300	12,300
7	市民税 所得割課税額 54,000円未満	15,700	15,200	14,100	15,500	15,000	13,900
8	市民税 所得割課税額 59,000円未満	18,300	17,500	16,200	18,100	17,300	16,000
9	市民税所 得割課税額 77,101円未満	21,500	19,700	18,100	21,300	19,500	17,900
10	市民税所 得割課税額 79,000円未満	21,500	19,700	18,100	21,300	19,500	17,900
11	市民税所 得割課税額 97,000円未満	24,900	23,500	20,100	24,700	23,300	19,900
12	市民税 所得割課税額 115,000円未満	28,300	24,600	20,600	27,900	24,200	20,200
13	市民税 所得割課税額 133,000円未満	32,700	26,900	22,100	32,300	26,500	21,700
14	市民税 所得割課税額 169,000円未満	39,400	31,000	25,000	39,000	30,600	24,600
15	市民税 所得割課税額 211,201円未満	45,100	32,700	26,400	44,500	32,100	25,800
16	市民税 所得割課税額 217,000円未満	45,100	32,700	26,400	44,500	32,100	25,800
17	市民税 所得割課税額 256,000円未満	50,700	36,300	29,800	50,100	34,100	27,200
18	市民税 所得割課税額 301,000円未満	53,000	36,800	29,800	52,400	34,100	27,200
19	市民税 所得割課税額 358,000円未満	59,200	36,800	29,800	58,600	34,100	27,200
20	市民税 所得割課税額 397,000円未満	61,700	36,800	29,800	61,100	34,100	27,200
21	市民税 所得割課税額 432,901円未満	65,900	36,800	29,800	65,300	34,100	27,200
22	市民税 所得割課税額 536,000円未満	65,900	36,800	29,800	65,300	34,100	27,200
23	市民税 所得割課税額 536,000円以上	70,600	36,800	29,800	70,000	34,100	27,200

【幼稚園等】

【月額・単位・円】

【月額・単位・円】

階層区分		教育標準時間認定保育料 （平成27年度）		階層区分		新23階層（平成28年度）					
		3歳児	4歳以上児			3歳児	4歳児				
		1	生活保護世帯			0	0	1	生活保護世帯	0	0
2	市民税 非課税世帯 （市民税所得割非課 税世帯含）	母子世帯等 0	母子世帯等 0	2	市民税 非課税世帯	母子世帯等 0	母子世帯等 0				
		その他 3,000 （1,500）	その他 3,000 （1,500）			その他 1,500	その他 1,500				
3	市民税 所得割課税額 77,100円以下	13,500 （6,750）	13,500 （6,750）	3	市民税 均等割課税世帯	3,000	3,000				
								4	市民税 所得割課税額 46,000円未満	8,600	8,600
								5	市民税 所得割課税額 48,600円未満	10,200	10,200
								6	市民税 所得割課税額 50,000円未満	11,200	11,200
								7	市民税 所得割課税額 54,000円未満	11,800	11,800
								8	市民税 所得割課税額 59,000円未満	12,700	12,700
								9	市民税 所得割課税額 77,101円未満	13,500	13,500
4	市民税 所得割課税額 211,200円以下	18,700 （9,200）	17,800 （8,900）	4	市民税 所得割課税額 79,000円未満	15,800	15,800				
								11	市民税 所得割課税額 97,000円未満	16,400	16,300
								12	市民税 所得割課税額 115,000円未満	17,100	16,800
								13	市民税 所得割課税額 133,000円未満	17,800	17,400
								14	市民税 所得割課税額 169,000円未満	18,700	17,800
								15	市民税 所得割課税額 211,201円未満	18,700	17,800
5	市民税 所得割課税額 432,900円以下	21,200 （10,600）	19,200 （9,600）	5	市民税 所得割課税額 217,000円未満	19,600	18,200				
								17	市民税 所得割課税額 256,000円未満	20,000	18,500
								18	市民税 所得割課税額 301,000円未満	20,500	18,800
								19	市民税 所得割課税額 358,000円未満	21,100	19,100
								20	市民税 所得割課税額 397,000円未満	21,200	19,200
								21	市民税 所得割課税額 432,901円未満	21,200	19,200
6	市民税 所得割課税額 432,901円以上	22,200 （11,100）	20,200 （10,100）	6	市民税 所得割課税額 536,000円未満	22,200	20,200				
								23	市民税 所得割課税額 536,000円以上	22,200	20,200

（ ）は2人目の保育料。3人目は無料。  
市立幼稚園については、経過措置を適用。

2人目は上記金額の半額、3人目は無料。  
市立幼稚園については、経過措置を適用。

## 5 歳児の教育費の無償化について

### 1 事業概要・目的

幼児期は、生涯にわたり自己実現を目指し、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、この時期にこそすべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要である。

そこで、子どもの教育費無償化の実現に向け、まずは来年度から幼稚園、保育所等に通う5歳児の教育費を無償化する。

### 2 教育費の無償化の考え方

(前提)

現在、1号保育料(幼稚園等)は6階層となっており、2号保育料(保育所等)(20階層)と比べ階層が少ない分、利用者の所得水準にきめ細かく対応した負担額となっていない。

そこで、階層区分の共通化を図り、ともに23階層とする。

(無償化の考え方)

- ・ 1号保育料(幼稚園等)は無料。
- ・ 2号保育料(保育所等)は教育費相当額を無料にしたうえで、残余の額を設定。
- ・ 新制度に移行していない私立幼稚園については、就園奨励費補助を上限308,000円まで実施。
- ・ 児童発達支援事業所(個々の障がい特性に応じて、就学前期間に療育を行い、幼稚園・保育所等と同様の支援を実施している)の利用料についても無料。

### 3 教育費の無償化について(イメージ図)

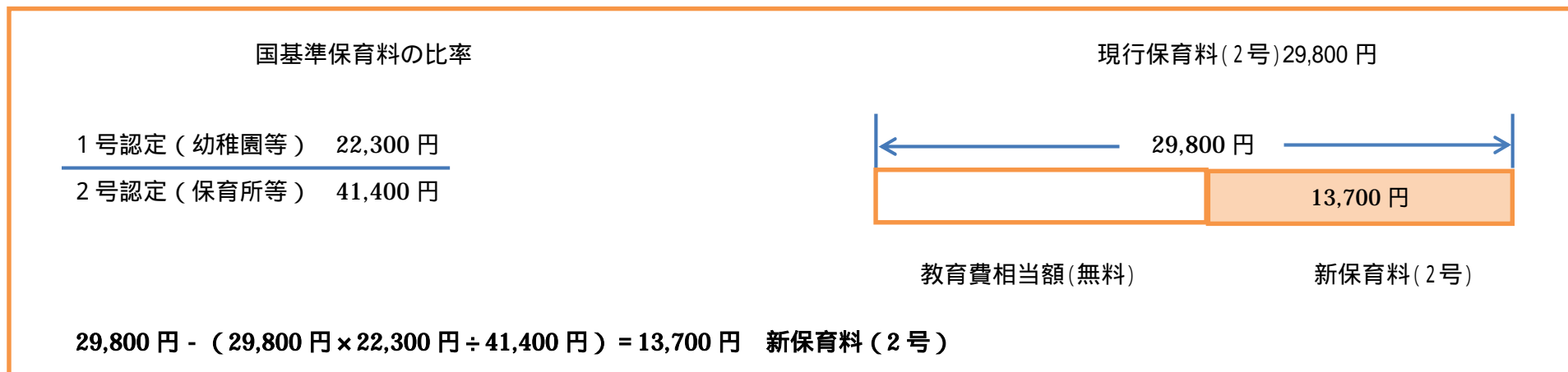
別紙1のとおり

#### 4 2号保育料（保育所等）の考え方

1号保育料と2号保育料の国基準保育料額の比率に基づき、現行保育料(2号)に対する教育費相当額を算出し、残余の額を新保育料(2号)とする。

なお、所得階層に応じた負担となるよう、額の調整を行う。

例) 第23階層(保育標準時間)の場合



【料金表】 別紙2のとおり

#### 5 事業費 【うち一般財源】

1号認定(幼稚園等)	2号認定(保育所等)	就園奨励費	児童発達支援事業	合計
4億7千万円	8億9千万円	11億4千万円	2千万円	25億2千万円 [25億2千万円]

就園奨励費は308,000円  
(年額)を上限額とする。

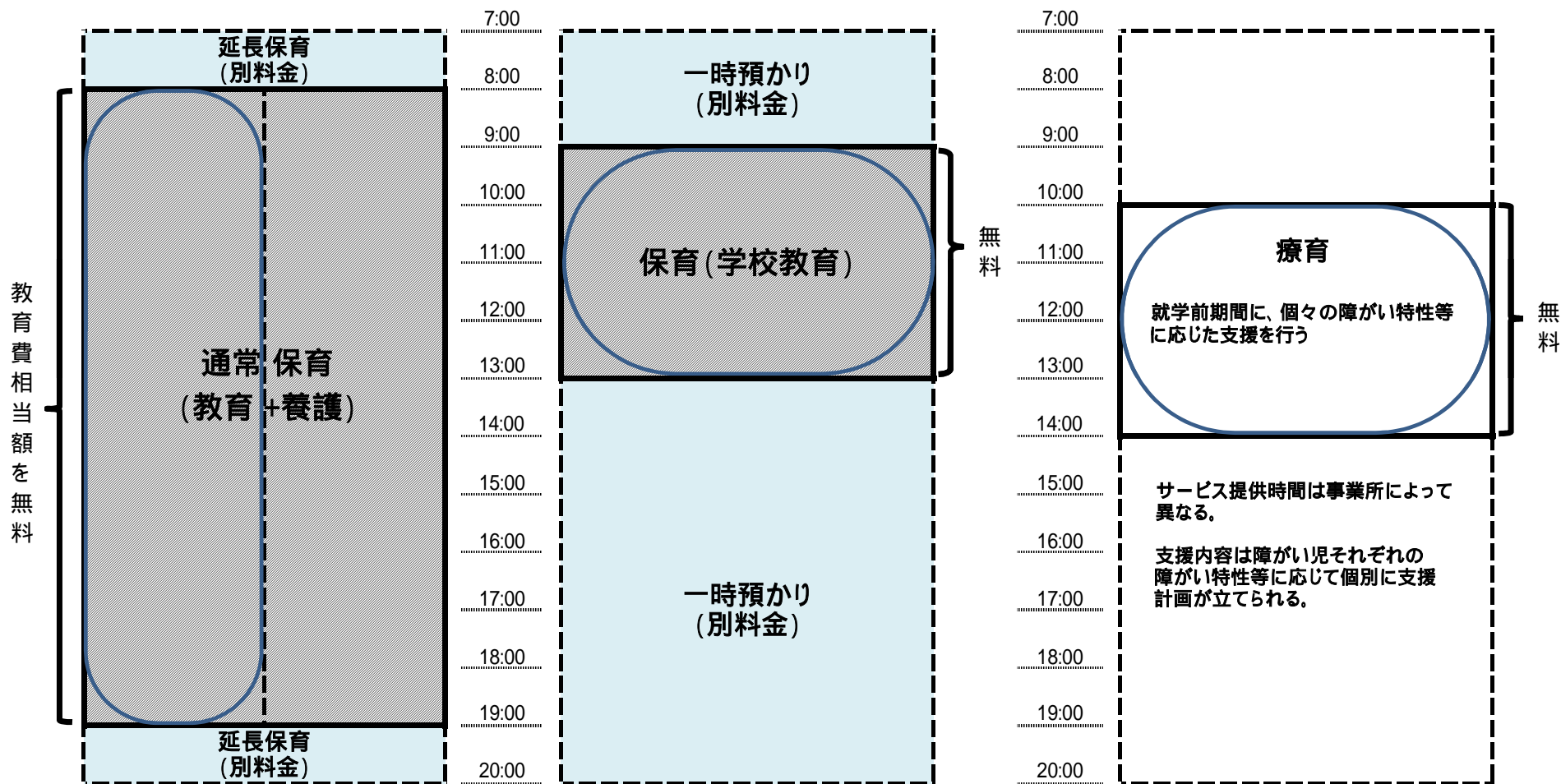
# 教育費の無償化について(イメージ図)

公定価格に相当する保育料  
 公定価格に含まれない(別途料金)

2号認定(保育認定)児童  
 (保育所相当・標準時間)

1号認定(教育標準時間認定)児童  
 (幼稚園相当)

児童発達支援事業



1号認定保育料 (国基準)		2号認定保育料 (国基準)				2号認定保育料 (現行)		2号認定保育料 (新料金)(案)						1号認定保育料 (新料金)(案)				
国基準 階層	4歳以上児 (A)	市規 準階層	国基準 階層	国基準 (標準時間)	国基準 (短時間)	標準時間	短時間	標準時間			短時間			3歳児	4歳児	5歳児		
				4歳 以上児 (B)	4歳 以上児 (C)	4歳 以上児 (D)	4歳 以上児 (E)	5歳児		5歳児								
								教育費相当 の割合	新保育料(F) (F) = (D) - (D) × (A) ÷ (B)	現保育料 との対比	教育費相当 の割合	新保育料(G) (G) = (E) - (E) × (A) ÷ (C)	現保育料 との対比					
1	0	1	1	0	0	0	0	-	0	-	-	0	-	0	0	0		
2	0	2	2	0	0	0	0	-	0	-	-	0	-	0	0	0		
	3,000	2		6,000	6,000	1,500	1,500	50.0%	700	46.7%	50.0%	700	46.7%	1,500	1,500	0		
3	3,000	3	3	16,500	16,300	7,000	6,900	18.2%	5,700	3,200	45.7%	18.4%	5,600	3,100	44.9%	3,000	3,000	0
	16,100	4		16,500	16,300	9,100	9,000	97.6%	200	4,200	46.2%	98.8%	100	4,100	45.6%	8,600	8,600	0
	16,100	5		16,500	16,300	10,400	10,300	97.6%	200	4,800	46.2%	98.8%	100	4,700	45.6%	10,200	10,200	0
	16,100	6		27,000	26,600	12,500	12,300	59.6%	5,000	5,500	44.0%	60.5%	4,800	5,300	43.1%	11,200	11,200	0
	16,100	7		27,000	26,600	14,100	13,900	59.6%	5,600	6,200	44.0%	60.5%	5,400	6,000	43.2%	11,800	11,800	0
	16,100	8		27,000	26,600	16,200	16,000	59.6%	6,500	7,100	43.8%	60.5%	6,300	6,900	43.1%	12,700	12,700	0
	16,100	9		27,000	26,600	18,100	17,900	59.6%	7,300	7,900	43.6%	60.5%	7,000	7,700	43.0%	13,500	13,500	0
	20,500	10		27,000	26,600	18,100	17,900	75.9%	4,300	8,700	48.1%	77.1%	4,100	8,100	45.3%	15,800	15,800	0
4	20,500	11	4	27,000	26,600	20,100	19,900	75.9%	4,800	9,500	47.3%	77.1%	4,500	8,500	42.7%	16,400	16,300	0
	20,500	12		41,400	37,200	20,600	20,200	49.5%	10,300	50.0%	55.1%	9,000	44.6%	17,100	16,800	0		
	20,500	13		41,400	37,200	22,100	21,700	49.5%	11,100	50.2%	55.1%	9,700	44.7%	17,800	17,400	0		
	20,500	14		41,400	37,200	25,000	24,600	49.5%	12,600	50.4%	55.1%	11,000	40.2%	18,700	17,800	0		
	20,500	15		41,400	37,200	26,400	25,800	49.5%	13,300	12,900	48.9%	55.1%	11,500	10,100	39.1%	18,700	17,800	0
	22,300	16		41,400	37,200	26,400	25,800	53.9%	12,100	13,300	50.4%	59.9%	10,300	39.9%	19,600	18,200	0	
5	22,300	17	5	41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	20,000	18,500	0		
	22,300	18		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	20,500	18,800	0		
	22,300	19		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	21,100	19,100	0		
	22,300	20		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	21,200	19,200	0		
	22,300	21		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	21,200	19,200	0		
	22,300	22		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	22,200	20,200	0		
	22,300	23		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	22,200	20,200	0		

(A)/(B)

(F)/(D)

(A)/(C)

(G)/(E)

市立幼稚園については経過措置を適用。